

○英貨債および米貨債の時効期間経過後に
おける保証状払に関する件

(昭和33年10月10日 国債第389号)
(大蔵省あて伺出)

英貨債および米貨債の償還期日もしくは利渡期日到来後の証券および利札に対しては、現地の法令、慣習等に依拠して時効制度を適用しないこととしているが、証券もしくは利札を滅紛失したため、保証状等を提供して元利払を請求するものについて今後何分の御指示あるまで証券利札の呈示ある場合と同様、時効制度を適用しない取扱

といたしたくお伺いいたします。

(本件は昭和33.11.21 裁理第 9491 号大蔵省理財局長から日本銀行国債局長あて承認)